

令和5年度ネットトラブル注意報(第11号)

## 安易な情報の拡散が招く事態

埼玉県教育委員会

インターネット上では、誰でも自由に情報を発信できるだけでなく、誰かが発信した情報を拡散して、多くの人と共有することができます。特にSNSは非常に拡散力が高く、サービスによってはボタンひとつで情報を自分の友だちに共有することも可能です。しかし、安易な情報の拡散は、取り返しのつかない事態を招いてしまうこともあります。

### 誤った情報が拡散されると……

誰でも自由に情報を発信できるインターネット上には、誤った情報も少なくありません。そのため、情報の真偽を確かめずに拡散したことで、誤った情報が出回り、大きな問題になることもあります。

例えば、ある事件が起きたとき、インターネット上ではよく、特定された加害者の個人情報が出まわることがあります。しかし中には、**事件とはまったく無関係の人物が加害者として個人情報をさらされていることもあり、それを見た多くの人が情報を拡散して、無関係の人物がひぼう中傷の被害にあってしまうというケースもたびたび発生しています。**

#### ××事件の犯人を特定

名前  
○○ A男  
学校  
■ ■ 学校  
SNSアカウント  
<https://xxxx>



また、**誤った情報が拡散されやすいのが、災害時です。**過去に起きた震災のときには、人命や健康にかかわるデマがインターネット上にいくつも投稿され、それらを多くの人が拡散したことにより、被災地の人々が混乱してしまうという事態になりました。

### 情報の拡散により、罪に問われることも

インターネット上への誤った情報などの投稿は罪に問われる可能性がありますが、それは投稿者にかぎった話ではありません。**情報を拡散した人も投稿者と同様、罪に問われることがあります。**

実際に、他者に対する名誉きそんにあたる投稿を拡散していた人物が、名誉きそんの対象となった被害者から訴えられ、損害賠償を請求されたというケースもあります。

つまり、**インターネット上に投稿された情報を拡散する行為は、自身がその情報を発信したことと同様にあつかわれるということです。**



拡散により罪に問われる可能性があるのは、誤った情報だけではなく、

**児童ポルノなどに該当する不適切な動画・画像を拡散すると罪に問われることがありますし、例え事実であったとしても、他者に対するひぼう中傷を拡散すると、名誉きそんで訴えられる可能性があります。**



**情報の拡散は、自身がその情報を発信することと同等の行為であるという意識を持って、正しいかどうかわからない情報や、見た人が不快になるような不適切な情報は絶対に拡散しないようにしましょう。**

※本資料は、埼玉県教育委員会の委託により、ポールトゥウィン株式会社が作成したものです。

Copyright (c) 2007-2024 Pole To Win, Inc.